

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

車種	標準ダブルキャブ型ダンプトラック
ミッション	MT
台数	1台
総排気量	ディーゼル 3,500cc 未満
乗用定員	6人
ドア数	4枚
車体カラー	<ol style="list-style-type: none"> 塗料はハイソリッドラッカーを使用し車両全体を黄色(日本塗料工業会標準色 G4-346、標準色の改正があった場合はこれに相当する色)を用い、下塗り1回、中塗り1回、上塗り2回を行う。ただしタイヤホイールは塗装せず純正のまま。 前面、両側面と後面に幅15cmの帯状かつ水平の白色帯を設ける。 フロントバンパー及びリアバンパーは白と赤のストライプを公安委員会の道路維持作業車の仕様に合致するように塗色する。
指定文字等	<p>荷台の白帯に「道路維持作業車」(1文字13cm×13cm)と記入し、両側後部ドアの白色帯下部分に「(ハママーク)横浜市」(1文字13cm×13cm)及び「都筑土木事務所」(1文字6cm×6cm)と記入。運転者席ドアの白色帯下部に「産業廃棄物収集運搬車」(1文字5cm×5cm)と記入。全て黒色丸ゴシック体で記載する。</p> <p>(詳細については別途指示)</p>
積載量	2t以下
荷台	ダンプ三方開き、表面鉄板張り(積載量変更なし)左右後部は上下ダブルフック付き、フルフラット低床式(床面地上高900mm以下)
キャビン	運転席、助手席を区別して車両法に定める保安基準により作成し、全ての座席はビニールレザー(厚さ0.2mm以上)張りとする。床は鉄板加工をして、前後の床にラバーマットを敷く。
散光式回転灯	黄色LED散光式警光灯(名古屋電機工業XB24-(B2A50)同等品可ドライバー付きを運転席ルーフに取り付ける。高さは地上高2,300mmとする。点滅方向は後方点滅とし、点滅パターンを変更するコントローラー(名古屋電機工業XB-C同等品可)を中央パネルに設置する。なお、コントローラー配線にサイドブレーキ配線は取り込まずに設置。
装備品	<ol style="list-style-type: none"> エアコン(後部座席用エアコン設定がない場合は前部座席のみに設置) リアヒーター AM・FMラジオ 時計 バックブザー 前後左右サイドバイザー

7. パワーステアリング
8. エアバッグ（運転席・助手席に設置）
9. ABS（アンチロックブレーキシステム）衝突回避支援装置付
10. フロアシフト（5速または6速）
11. 電動格納ミラー（左右独立スイッチ）
12. パワーウインド（運転席・助手席に設置）
13. 巻込防止装置（車両左右に設置）
14. 後部突入防止装置（リアバンパーに設置）
15. 室内灯（ルームミラー付近に設置）
16. 取手6か所（場所は別途協議）
17. 後部座席出入用ステップ
18. 牽引フック（車両前後に設置）
19. 後部あおりロック（中間ピンまたはレバー式）補強ありアングル補強
20. 助手席側ワイドビュー2面鏡式ミラー
21. 左右ミラー（ヒーター式）
22. アンダーミラー
23. 助手席用ミラー（取付については別途協議）
24. バッテリー80D26LX2（直列）
25. サンバイザー（運転手・助手席に設置）
26. 間欠ワイパー
27. 消火器（ABC 消火器 1 kg）
28. 後部座席用補助ミラー（取付については別途協議）
29. ルーフデッキ（縦 1100×横 1300×高さ 130）
30. LED 黄色補助警告灯 2 個（パトライト LP3-M1-Y 同等品可、デッキ後部に設置）
31. スチール製工具箱（後部座席下左右に設置）※最大限の大きさで設置
32. 下開きロック式工具箱（外側後部）※スペアタイヤ等は撤去し最大限の大きさで設置
33. スペアタイヤ（車両納車時に納品）
34. ルームミラー型モニター式後方部確認カメラ
35. 車止め（左右セット）2×2 左右設置不可能な場合は、片側のみ
36. 導板掛（車両後部左右に設置）
37. ドライブレコーダー（フロントウインド中央付近に設置、コムテック HDR-151H 同等品可）
38. 金属製タイヤチェーンリアダブルタイヤ用（2セット）
39. 荷台作業灯（左右）LED 型を格子部裏側にアングル取り付け
40. 荷台鉄板はり（積載量は変更しない）全面
41. 荷台後部ロック部アングル補強
42. 足掛けステップ 2 か所（場所は別途協議）
43. スペアキー 4 本（リモコン式 2 本）
44. 折り畳み式補助ステップ 2 個（場所は別途協議）

	45. カーナビ
例示車種	いすゞ ダブルキャブダンプ 1.75t積 低床
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	適合 ・ 非該当または不適合でも可(どちらかに○)
その他参考事項	現在の使用状況：年間平均走行距離 約10,000km
	ドライバーの状況：複数人
	九都県市指定低公害車：適合 神奈川県陸運事務所への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査は賃貸人において行う。「道路維持作業用自動車」の指定は、賃借人名義において賃貸人が手続きを行う。

2 物品納入期限	令和4年2月2日
3 借入期間（本年度分）	令和4年2月1日から令和4年3月31日まで
4 借入月数（本年度分）	2か月
5 予定借入期間及び最終日	7年間 令和11年1月31日
6 物品保管場所	所在地 <u>横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1</u>
	名称 <u>横浜市都筑区都筑土木事務所</u>
	電話 <u>045-942-0606</u>

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注担当課

所在地 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

担当者 都筑区都筑土木事務所 TEL : 045-942-0606

米村 FAX : 045-942-0809

○本市徽章

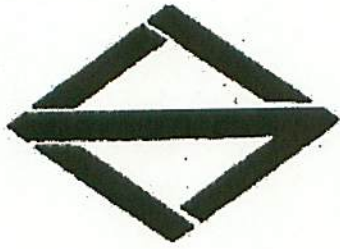
明治 42 年 6 月 5 日

告示第 44 号

本市徽章ヲ次ノ通り相定ム

地質 白

徽章 赤



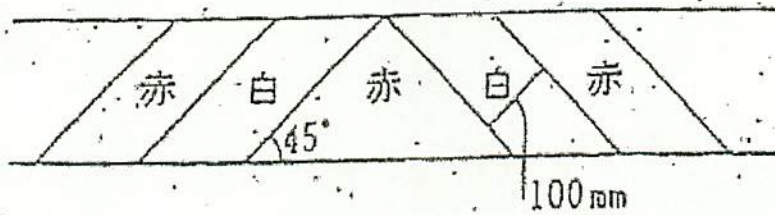
寸法割合

高サハ横ノ 100 分ノ 70

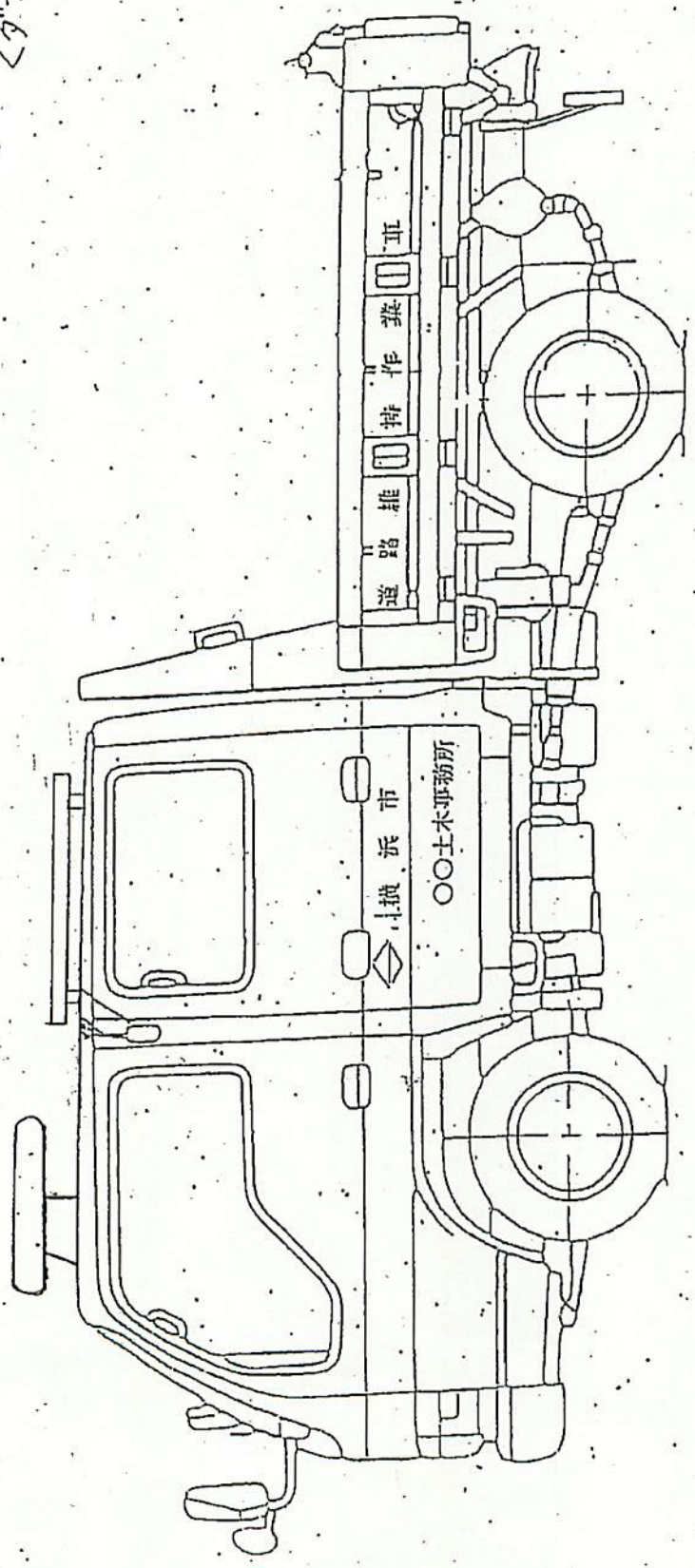
線幅ハ横ノ 100 分ノ 8

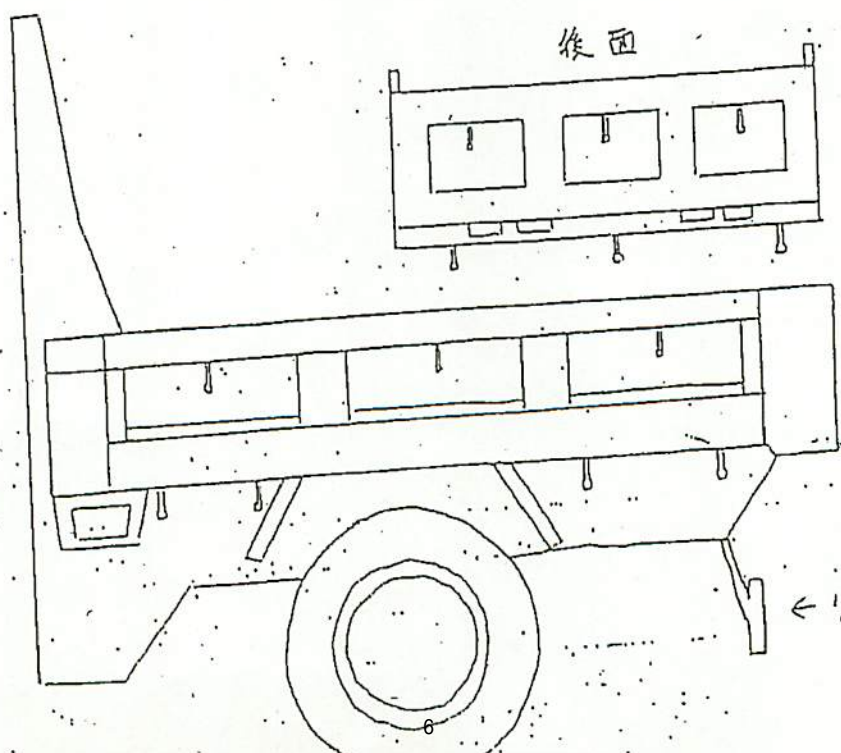
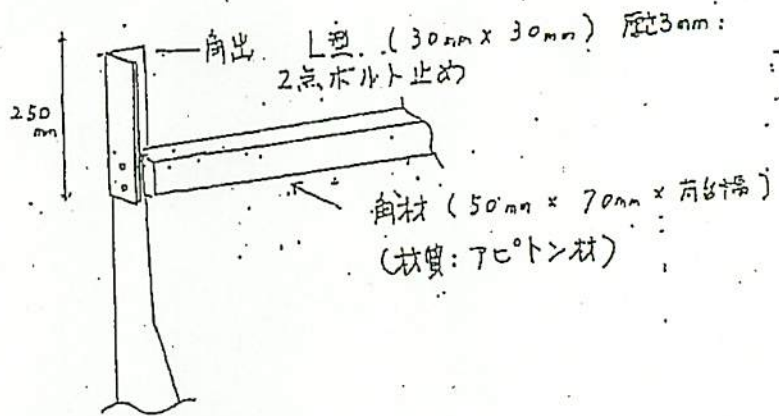
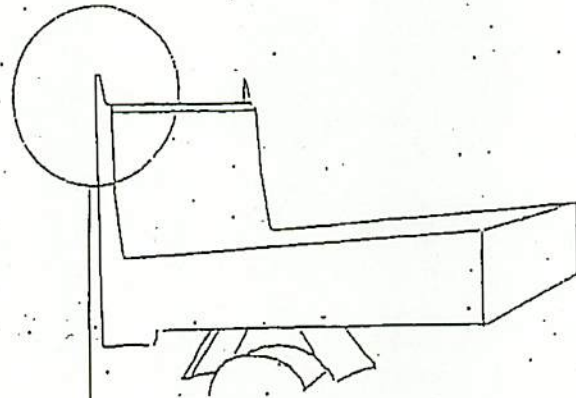
線隙ハ線幅ノ 4 分ノ 1

フロント・リアバンパー
ストライプ仕様



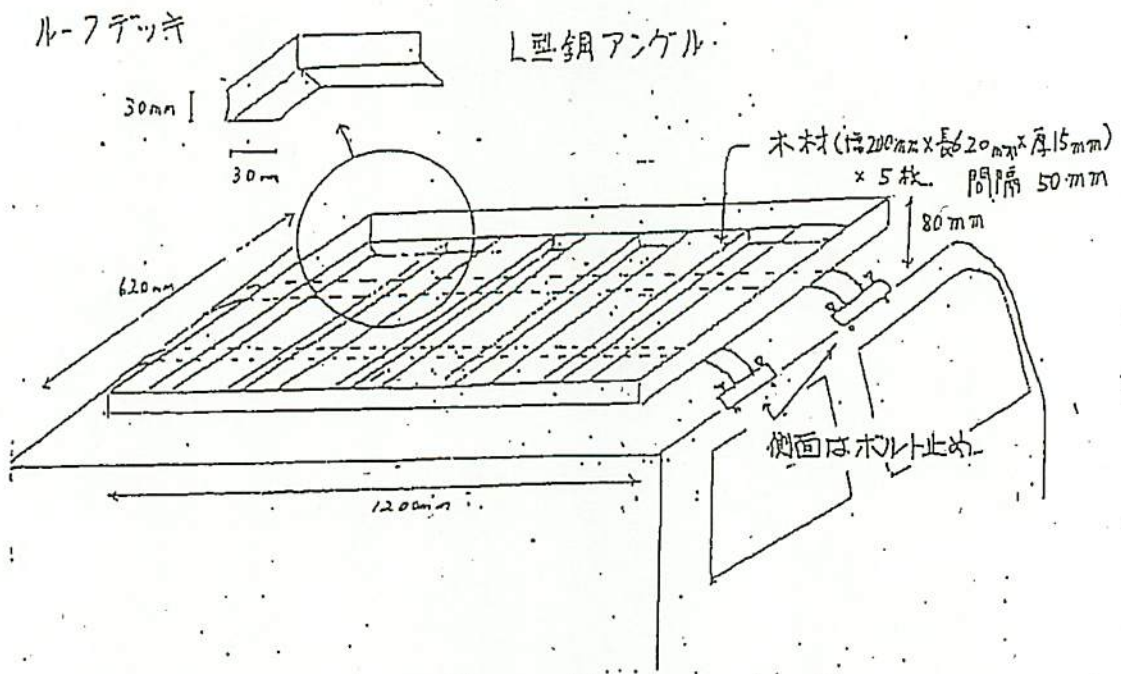
〈ダブルレジャー〉





・あかりフックは
両側面7個
後部は6個
(計20個)

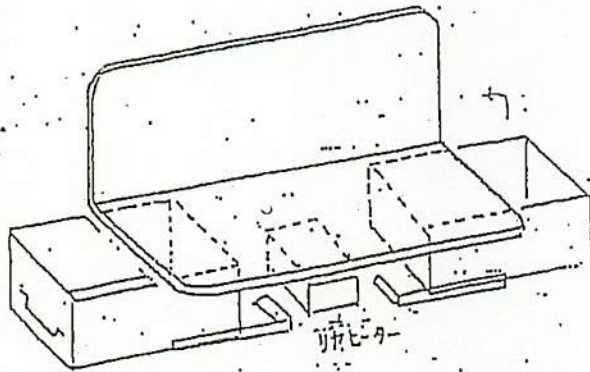






後部座席 工具箱

1

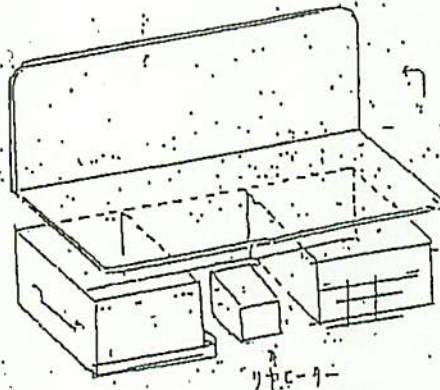


工具箱の大きさは、後部座席と同程度。

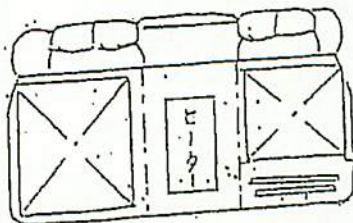
厚さ1.5mm

※図は、リチヒターが中央にある場合の設置例を示しています。

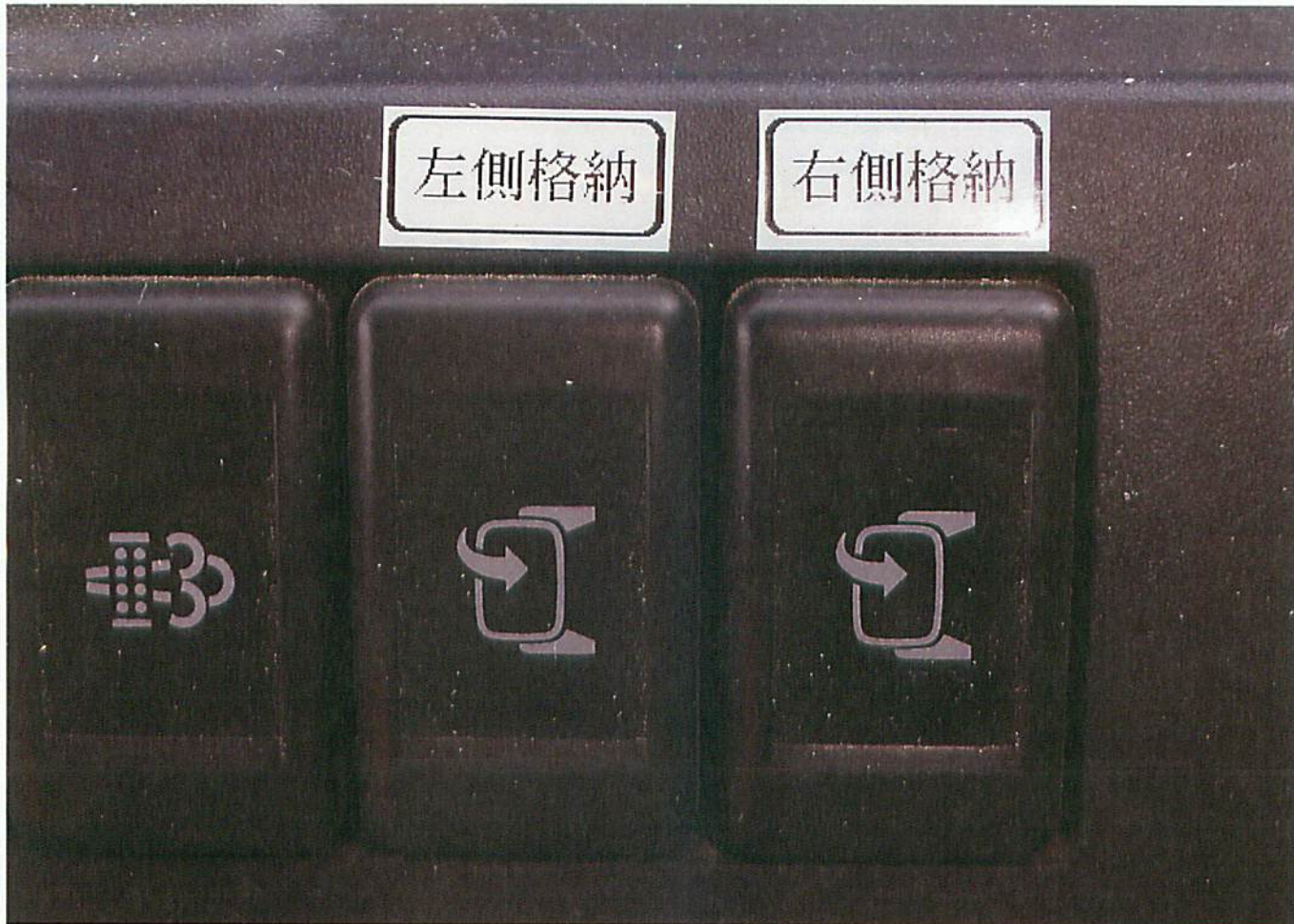
2



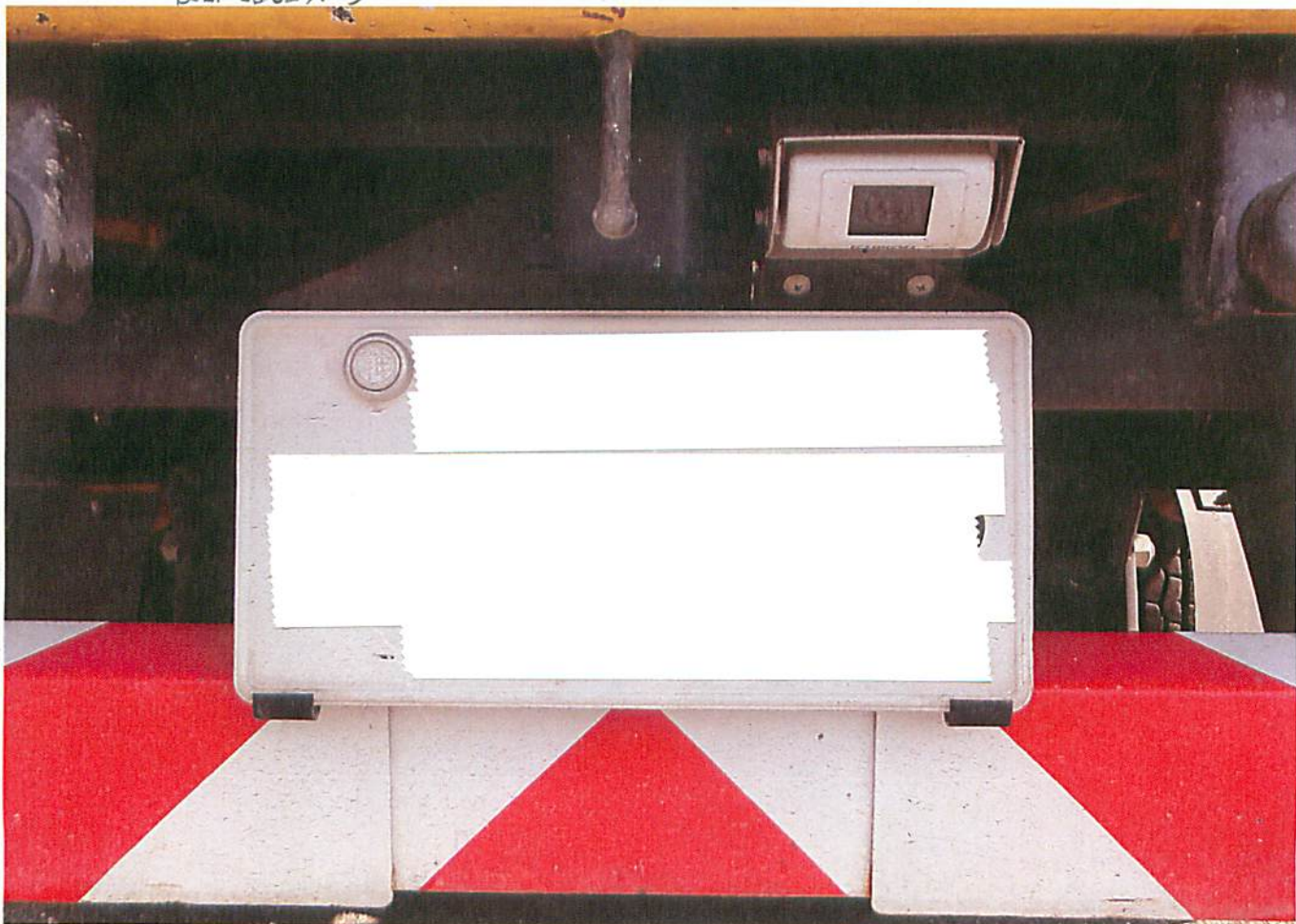
3



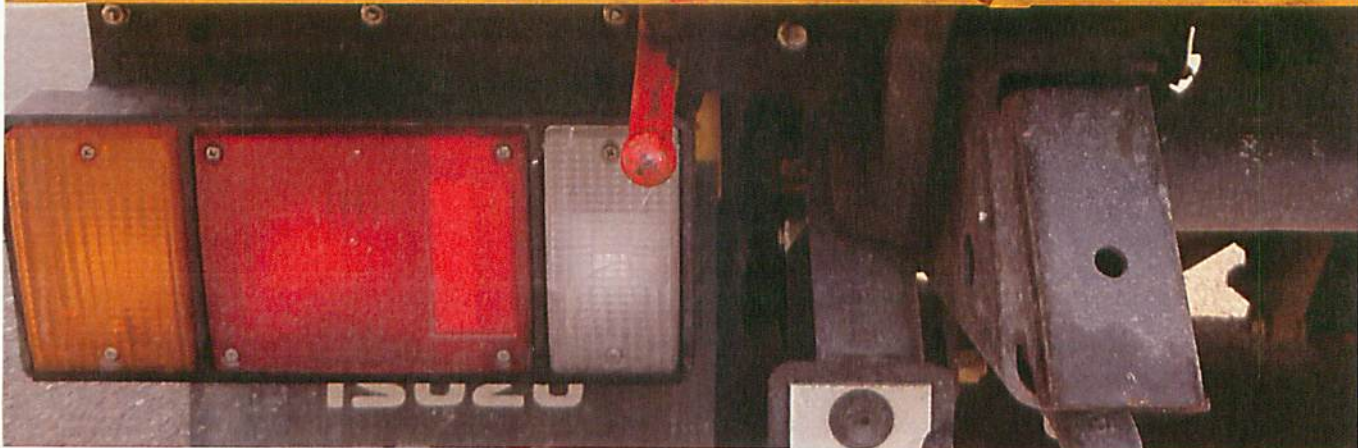
電動格納ミラー (左右側スイッチ)



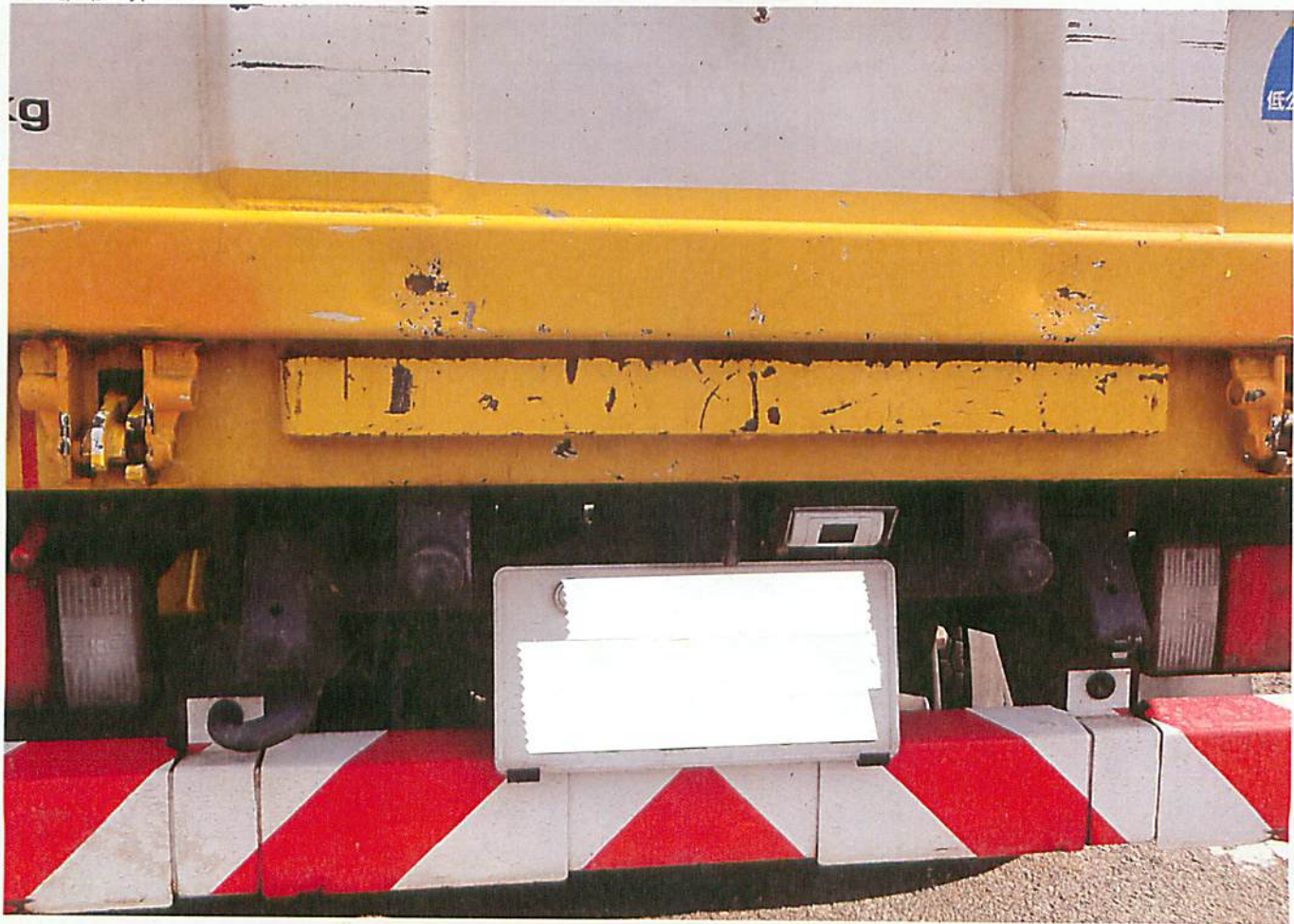
後部確認カメラ







導板掛



外側工具箱、丸棒ステップ（別途協議）



